各種証明書の発行について

福島県立会津農林高等学校

１　証明事務手数料の徴収について

福島県証明事務手数料条例の施行に伴い、平成２３年７月１日より本校を卒業や退学した方に証明書を交付する際に、証明事務手数料を納付していただくこととなりました。

なお、在学生に発行する証明書については、従来どおり無料で交付いたします。

２　手数料を徴収する証明書

卒業証明書、成績証明書、調査書、単位取得証明書、成績証明書又は調査書発行不可証明書等

※　文書保存年限の関係により、以下のとおり卒業後一定期間を経過すると発行できない証明書がございますのでご了承願います。

この場合は、当該証明書に係る「発行不可証明書」を交付いたします。

成 績 証 明 書 →　卒業から５年経過すると交付できません。
調　　査　　書 →　　〃
単位取得証明書 →　卒業から２０年経過すると交付できません。

３　手数料の額、納付方法

１通につき３００円です。福島県収入証紙により納付していただきます。

※　収入印紙や他県の収入証紙では受付できません。

※　福島県出納局のホームページ（http://www.pref.fukushima.jp/shinsa/hyousi.htm）でお近くの売りさばき所を確認してください。

なお、本校の最寄りの売りさばき所は「会津坂下地区交通安全協会（会津坂下警察署内）（0242-83-3451）及び「（有）近江屋商店（0242-83-3160）」です。

※　県外にお住まいの方で福島県収入証紙を購入できない場合は、郵便局にて定額小為替を購入し同封してください。受取人名の記入欄は無記名でお送りください。

４　申請方法

学校休業日を除く毎日８時２５分から１６時５５分まで事務室で受け付けております。原則として、申請者ご本人が来校して申請することになりますが、遠隔地にお住まいであるなどやむを得ない場合は、代理人による申請や郵便による申請を受け付けます。

証明書発行には通常７日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

※　申請時にご用意いただく書類は次のとおりです。

（１）本人が来校して申請する場合

①証明書交付申請書（様式第１号）

②本人であることを確認できる書類（運転免許証などの顔写真付き身分証明書）
③手数料分の福島県収入証紙

（２）代理人が本校窓口で申請する場合
①証明書交付申請書（様式第１号）
②代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの顔写真付き身分証明書）
③委任状
④印鑑
⑤手数料分の福島県収入証紙

（３）郵便で申請する場合
①証明書交付申請書（様式第１号）
②本人であることを確認できる書類（運転免許証などの顔写真付き身分証明書）の写し
③手数料分の福島県収入証紙
④返送用封筒（封筒に申請者の住所を記入し、郵便切手を貼付すること）
※　返信用封筒及び貼付する郵便料金の目安については次のとおりです。

証 明 書 の 種 類	枚　数	郵便料金	封筒サイズ
卒業証明書　ほか	３通まで	８２円	長３
	８通まで	９２円	
成績証明書・調査書 （長３封筒に入れ厳封の上、送付するため）	２通まで	１２０円	角２
	６通まで	１４０円	
速達や簡易書留をご希望の方は、次の料金を加算して下さい。 ＊速達　２８０円加算　　＊簡易書留　３１０円加算			

５　手数料の免除
生活保護を受けている方は、申請により手数料が免除されます。証明書申請の際に免除申請書を提出してください。
①免除申請に添付する書類（様式第２号）
②生活保護受給証明の写し

６　申請書送付先・お問い合わせ先
〒９６９－６５４６　福島県河沼郡会津坂下町曲田１３９１
福島県立会津農林高等学校 事務室
電話 ０２４２－８３－４１１５